

佐賀県介護支援専門員資質向上事業実施要綱

1. 目的

要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送るためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援といった多様なサービスが一体的に提供されるとともに、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要である。その中核的な役割を担う介護支援専門員について、その養成段階で行われる介護支援専門員実務研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施することにより、介護保険制度の基本理念である利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、専門職としての専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現に資することを目的とする。

また、主任介護支援専門員については、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる専門職の養成を図ることを目的とする。

2. 実施主体

佐賀県

3. 事業内容

本事業の事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員実務研修（別添1）
- (2) 介護支援専門員専門研修（別添2）
- (3) 介護支援専門員再研修（別添3）
- (4) 介護支援専門員更新研修（別添4）
- (5) 主任介護支援専門員研修（別添5）
- (6) 主任介護支援専門員更新研修（別添6）

4. 事業実施上の留意点

- (1) 各研修の実施にあたっては、介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）及び施行規則に基づく告示のほか、別添の研修実施要綱により行うものとする。
- (2) 研修日程の分割については、実情に即して適宜分割して行うものとする。

特に現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定にあたっては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別に開講したり、開講日（曜日）、時間等についても工夫をする等、実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮することとする。

また、やむを得ない事情により研修の一部を受講できない者に対しては、適切な方法による代替措置をとることができるものとする。

なお、受講者が各研修課程の受講中に、転居等のやむを得ない事情により修了できなかった場合、他の都道府県の同研修課程における未受講の項目を受講すれば、当該研修を修了したものとする。ただし、その場合は、受講前の研修を実施していた都道府県と転居後の都道府県の双方において、当該受講者の受講状況の確認や、既に修了した項目について転居後の都道府県が実施する項目と同等かどうか確認することとする。

- (3) 受講者の負担等に応じて、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができるものとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法で指導及び評価を行うこととする。
- (4) 介護支援専門員が行う業務を常に念頭におき、介護支援専門員がその業務を行う上で効果的な研修となるよう、その内容や実施方法等について留意することとする。
- (5) 各研修の実施に当たっては、他の研修の研修内容とも相互に連携を図り、受講者の業務の習熟度に応じて必要な知識を修得するために体系的な研修内容となるよう配慮することとする。
- (6) 本事業で行う研修のうち、次のア、イの各々の研修については、研修内容が同一であり、研修開催日程、研修場所、研修定員等の規模等の設定にあたっては、適切な研修が行われるよう配慮することを前提に、同一の日程等で行うことができるものとする。
- ア 別添1「介護支援専門員実務研修実施要綱」に基づく介護支援専門員実務研修（一部科目）、別添3「介護支援専門員再研修実施要綱」に基づく介護支援専門員再研修及び別添4「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の（2）に基づく実務未経験者に対する介護支援専門員更新研修
- イ 別添2「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく介護支援専門員専門研修及び別添4「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の（3）に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修
- (7) 知事は、研修修了者に対し、修了証明書を交付するとともに、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。なお、3の（5）及び（6）の研修修了者に交付する修了証明書（以下「主任介護支援専門員研修修了証明書」という。）については、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間を設けることとし、その期間は5年とする。

5. 研修の費用

本研修に使用する教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

附則

この要綱は平成18年8月24日から施行する。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。